

菅尾自治振興区規約（菅尾支館）

（名 称）

第1条 本自治区は、菅尾自治振興区と称し、事務所を菅尾コミュニティーセンター内に置く。

（目 的）

第2条 本自治区は、菅尾地区に居住する住民の教育、文化、福祉、健康増進と産業の振興を促し、地区館や分館との連携を図りながら、住民の自治意識を高め、活力とぬくもりに満ちた地域づくりに努める。

（組 織）

第3条 本自治区は、菅尾地区に居住する住民をもって組織する。

（事 業）

第4条 本自治区は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の自治に関する事業
- (2) 住民の親睦融和を図るための事業
- (3) 住民の文化、教養に関する事業
- (4) 住民の健康増進、スポーツ、レクリエーション等に関する事業
- (5) 住民の福祉・青少年健全育成に関する事業
- (6) 産業の振興に関する事業
- (7) その他、目的達成に必要な事業

（部の設置）

第5条 事業を円滑に推進するため部を置き、その役割分担は次のとおりとする。

（1）総務部

- ア、公民館の管理運営に関すること。
- イ、事業計画、予算・決算に関すること
- ウ、災害、交通安全、防犯等に関すること
- エ、各部や関係機関・団体等との連絡調整に関すること
- オ、他の部に属しないこと

（2）区長部

- ア、広報の配布・回覧板の回付等集落内の住民相互の連絡に関すること
- イ、集落住民の意見の集約、行政への提案に関すること
- ウ、各集落の行事計画及び実施に関すること
- エ、その他必要なこと

（3）産業部

- ア、農林業、商工業等の振興に関すること

- イ、産業グループの育成に関する事
- ウ、品評会、展示会等に関する事
- エ、その他必要な事

(4) 健康福祉部

- ア、福祉・健康・環境に関する学習会等の開催
- イ、生活改善・環境改善に関する事
- ウ、地域住民のネットワークに関する事
- エ、その他必要な事

(5) 体育部

- ア、体育・レクリエーションに関する事
- イ、健康づくりに関する事
- ウ、スポーツクラブの育成に関する事
- エ、その他必要な事

(6) 児童・文化部

- ア、青少年の健全育成に関する事
- イ、文化財保護・文化活動に関する事
- ウ、伝承芸能に関する事
- エ、その他必要な事

(7) 高齢者部

- ア、老人クラブに関する事
- イ、健康づくりに関する事
- ウ、その他必要な事

(8) 女性部

- ア、女性部（その他各団体）に関する事
- イ、男女共同参画に関する事
- ウ、生活改善に関する事
- エ、その他必要な事

(役員)

第6条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 役員は各地区（分館）・専門部で選出し、会長（支館長）は役員会で選出し、副会長（副支館長）・書記・会計は会長（支館長）が推薦、監事は役員会で選出、役員総会で承認する。
- (2) 各地区役員（分館長・副分館長）は各地域・各部長は各部で選出する

(役員の仕事)

第7条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長（支館長）は、菅尾自治振興区を代表し、区（支館内）を統括する。
- (2) 副会長（副支館長）は、会長（支館長）を補佐し、会長（支館長）事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 書記は、本自治振興区の庶務にあたる。
- (4) 会計は、本自治振興区の会計事務にあたる。
- (5) 監事は、会計の監査にあたる。
- (6) 部長は、部を代表し部の運営・事業の執行にあたる。
- (7) 地区役員（分館長）は、分館を代表し、分館規約（部落規約）に準じ分館内地域を統括する。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じたときは、直ちにこれを補完する。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

（会 議）

第9条 本区の会議は、総会・役員会・専門部会・部会とし、次の事項を審議し、いずれの会議も過半数の出席で成立し、出席者の過半数の賛成をもって成立する。ただし、署名又は押印のある委任状又は、表決書面を提出した役員は出席者とみなす。

(1) 総 会

総会は、役員総会とし、支館役員及び分館役員各1名で構成し、年一回開催する。
役員総会は会長（支館長）が招集する。
ただし、会長（支館長）が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

総会に付議する事項は次のとおりとする。

- ア、予算・決算
- イ、役員の選出承認
- ウ、事業計画
- エ、規約の改廃
- オ、その他重要事項

(2) 役員会

- ア、会長（支館長）が随時招集し、自治区業務の執行にあたる。
- イ、役員会は、会長（支館長）・副会長（副支館長）・書記・会計・部長・分館長で構成し、自治区業務の運営の総括的な計画と運営及び自治区の課題解決へ向けての方法等について協議し執行する。
- ウ、その他早急な専決事項について

(3) 専門部

専門部長が招集し、各部との連絡・調整を図り、各部の事業及び運営等について連携を

図る。

(4) 部 会

部会は、部長が招集し、部の企画運営並びに事業の執行にあたる。

(経 費)

第10条 本自治区（支館）の経費は、助成金・活動補助金・寄付金・その他をもってあ
てる。

2 各部の経費は、会費・助成金・寄付金・その他をもってあてる。

3 地区（分館）の経費は、会費・助成金・補助金・寄付金・その他をもってあてる。

(会計年度)

第11条 本自治区の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(帳 簿)

第12条 本自治区に次の帳簿を置く。

会議録・会計簿・公文書綴・役員名簿・規約・行事計画綴・諸記録簿・備品台帳・そ
の他（菅尾村史等）

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか必要事項は別に定める。

附 則

この規約は、平成29年4月15日から施行する。

- ・2019年 4月13日改定
- ・2020年 4月12日改定